

盛岡市まちづくりアドバイザー派遣に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、盛岡市内において行われる都市計画等に関するまちづくり活動に対し、まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、その活動に助言等を行うことにより、市民の自主的なまちづくり活動の支援及び推進を図り、もって、市民協働のまちづくりに資することを目的とする。

(派遣の対象組織)

第2 派遣の対象組織は、盛岡市内に存し、市民の自主的なまちづくり活動を行う次の組織とする。

- (1) 町内会
- (2) まちづくりに関する活動を行う NPO
- (3) 公益法人
- (4) 5人以上の地権者で組織する会
- (5) その他市長が特に認めた団体

(派遣の対象活動)

第3 派遣の対象は、「盛岡市都市計画マスタープラン」に整合する市民の自主的なまちづくりを推進するための次の活動とする。

- (1) 「盛岡市都市計画マスタープラン」の目標、方針、構想等の具体化に対するまちづくり活動
- (2) 建築物の用途の制限、生垣、高さ等の地域のルールづくりを行う活動
- (3) まちづくり組織の合意形成、活動方針等の検討を行う活動
- (4) その他市長が特に認めた活動

(派遣の申請)

第4 アドバイザーの派遣を受けようとする者は、盛岡市まちづくりアドバイザー派遣申請書に必要書類を添えて、市長に申請を行うものとする。

(派遣の決定)

第5 市長は、第4の申請がなされた場合は、内容審査の上、派遣の適否を決定するとともに、別に定める「盛岡市まちづくりアドバイザー登録に関する要綱」によるアドバイザー登録者の中から申請内容に適した者を選任し、盛岡市まちづくりアドバイザー派遣決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(アドバイザーの業務内容)

第6 派遣の依頼を受けたアドバイザーは、市と十分な連絡調整を図りながら、次の業務を行うものとする。

- (1) 第3に規定するまちづくり活動に対する助言や指導
- (2) その他市民の自主的なまちづくり活動を推進するために必要と認められる業務

(派遣回数)

第7 アドバイザーの派遣は、派遣対象組織が行うまちづくり活動に対し年2回までとする。

(実績報告等)

第8 アドバイザーの派遣を受けた者は、当該アドバイザーと連名で、まちづくりアドバイザー派遣実績報告書を市長に提出するものとする。

(費用負担)

第9 アドバイザーの派遣に要する費用のうち、アドバイザーに対する謝金は市が負担する。ただし、会場費等アドバイザーに対する謝金以外の経費を要するときは、申請者が負担するものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月28日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

団 体 名

代 表 者 名

盛岡市まちづくりアドバイザー派遣申請書

盛岡市まちづくりアドバイザー派遣に関する要綱第4に基づきアドバイザーの派遣を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 アドバイザーに依頼する業務内容

2 派遣を希望する日時及び場所

3 添付書類

1) 団体の規約等

2) 名 簿

3) その他資料

4 連絡先

氏名

住所

電話番号

(様式2)

都 第 号
令和 年 月 日

様

盛岡市長 内 舘 茂

盛岡市まちづくりアドバイザー派遣決定通知書

令和 年 月 日付けで申請がありましたこのことについて、下記により盛岡市まちづくりアドバイザーを派遣することと決定したので通知します。

記

- 1 派遣の日時
- 2 場所
- 3 派遣するまちづくりアドバイザー

(様式3)

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

団 体 名

代 表 者 名

派遣アドバイザー名

盛岡市まちづくりアドバイザー派遣実績報告書

令和 年 月 日付 都第 号で派遣の決定を受けた標記について、下記のとおり報告します。

記

1 派遣を受けた日時及び会場

2 添付資料

1) 出席者名簿

2) 内容の概要